

令和2年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

- 1 選定した特定の事件 外部委託に関する事務の執行について
- 2 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項にもとづく「意見」に対する措置 次の表のとおり

なお、区分の欄に記載する記号の意味は、「①＝措置を講じたもの」、「②＝措置を講じていないもの」となっています。
「②」については、措置を講じた後に、改めて報告します。

頁数	監査の結果及び意見(項目)	区 分	措置内容又は進捗状況等
総論1 (P38)	指摘 「経済性」及び「公平性」確保に向けた契約方法の見直しについて(経済性)	①	(クリーン推進課) 監査指摘に基づき令和4年度から適切な積算の下、これまで契約実績のある旧市内の3共同企業体と随意契約による方法で検討を行った。理由は、平成26年10月8日付け環廃対発第1410081号の環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長名の「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」によるものである。その要旨は、地方自治法施行令にある経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を最優先に位置付けていることである。なお、旧下関市はごみの排出量により毎年各コースの見直しを行っており、収集業務上の公平性を期するため3企業体による3者見積合わせとする。

		<p>(市場流通課) 監査指摘に基づき令和4年度から適切な積算の下、これまで契約実績のある旧市内の3共同企業体と随意契約による方法で検討を行った。理由はクリーン推進課の回答と同じである。</p> <p>(菊川総合支所市民生活課) 監査指摘に基づき令和4年度から適切な積算の下、これまで契約実績のある豊田地域のホテル共同企業体と随意契約による方法で検討を行った。理由はクリーン推進課の回答と同じである。</p> <p>(豊北総合支所建設農林水産課) 監査指摘に基づき令和4年度から適正な積算の下、豊北町内の業者と随意契約での検討を行い、地区の範囲(区分け)を2地区から3地区とすることにより、受注機会を増やし競争性を高めた。ただし、本業務の要旨は、地方自治法施行令にある経済性の確保等の要請ではなく、緊急性が高い業務の確実な履行を最優先に位置付けていることである。</p>
<p>総論2 (P39)</p>	<p>意見 適正な予定価格の積算について(経済性)</p>	<p>(契約課) ① 予定価格の決定方法については、契約規則において、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定さ</p>

		<p>れ、財務事務の手引きで周知している。また、指名競争入札チェックシート及び随意契約チェックシートを作成し、予算額をそのまま予定価格とせず、予定価格を積算根拠に基づき計算していること、予定価格を設定する際、需要の状況、履行の難度、数量の多少、期間の長短等を総合的に判断すること、参考となる見積書を複数の者から徴する等、取引に対する価格の妥当性を判断することを確認する取組を行っている。なお、個別の事案については、様々な事例があることから、各課所室の参考となるよう通知を行った。</p>
<p>総論3 (P39)</p>	<p>意見 実績報告書等の収受印について（合規性）</p>	<p>① (総務課) 委託等に係る契約の相手方から提出された書類（請求書、領収書、納品書の類で、単体では文書として成立しないもの）については、「文書事務に関するQ&A」の間9において「軽易な文書」に当たるものとして例示しており、この場合は、下関市文書取扱規程別表第1において、受付印を押印しない旨を規定している。そのため、実績報告書を含めこれらの書類を収受した際の受付印は不要である旨、全庁的に統一している。ただし、当該書類に記載された日付と別に、市として収受した日付を記録しておきたい場合など、主管課の判断により受付印を押印することを拒むものではない。</p>
<p>総論4 (P40)</p>	<p>意見 再委託先の適格性の判断について（合規性）</p>	<p>① (契約課) 再委託契約については、「受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ市の書面に</p>

			<p>よる承認を受けたときは、この限りでない。」としており、原則禁止としている。そのため、例外事項として再委託を行うにあたっては、それぞれの委託の内容、性質に応じて、再委託を行う必要性、業務の範囲など、当該委託の事情に応じて様々な検討が行われるべきものと考えている。なお、個別の事案については、様々な事例があることから、各課所室の参考となるよう通知を行った。</p>
<p>総論5 (P40)</p>	<p>意見 実績報告書に添付される写真について（合规性）</p>	<p>①</p>	<p>(契約課)</p> <p>実績報告書に添付する作業状況の写真は、その業務の内容、性質に応じて、履行・完了が確認できるものになっている必要があると認識している。作業日時の記載が必要かどうかは、当該業務の目的・内容に照らし合わせて判断すべきものとする。なお、個別の事案については、様々な事例があることから、各課所室の参考となるよう通知を行った。</p>
<p>個別事案 (P43)</p>	<p>意見 ふるさと納税による寄附金額の増加に向けた施策について(有効性)</p>	<p>①</p>	<p>(企画課)</p> <p>令和2年度は令和元年度寄附金額の約2倍の寄附があり、専用のサイトを新たに2社追加したことなどが増加の要因として考えられる。引き続き、魅力ある地場産品の開発にも取り組んでいく。</p>

<p>個別事案 (P43)</p>	<p>意見 委託契約書における委託料金額の工夫について（有効性）</p>	<p>①</p>	<p>（企画課） 令和2年度から目標寄附金額を超えた場合、年間寄附金額にインセンティブ割合を乗じ、基本業務委託料に加算する契約を締結している。</p>
<p>個別事案 (P44)</p>	<p>意見 返礼品の再送付について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>（企画課） これまで通り、事前に寄附者に着日指定の確認を行うとともに、再送付が生じないよう、事業者と連携し取り組んでいく。 他市における再送付の状況については、多くの自治体が事業者に過失がない場合、自治体が費用を負担している。</p>
<p>個別事案 (P44)</p>	<p>意見 礼状の送付について（その他）</p>	<p>①</p>	<p>（企画課） 寄附金の活用実績について、事業の実施後に成果等を市ホームページ等で公表することで、用途の「見える化」を図り、寄附者からより一層の共感を得られるよう努めている。</p>
<p>個別事案 (P44)</p>	<p>意見 租税教育について（その他）</p>	<p>①</p>	<p>（企画課） 財政部が実施している租税教育において、令和3年度から「ふるさと納税」の内容を取り入れている。</p>

<p>個別事案 (P45)</p>	<p>意見 収入印紙について（合規性）</p>	<p>①</p>	<p>（企画課） 委託先事業者には、適正な印紙税の納付を伝える。</p>
<p>個別事案 (P47)</p>	<p>指摘 予定価格の設定について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>（企画課） 令和2年度から、返礼品配送料（運賃）の実費額を委託料として支払う契約を締結している。</p>
<p>個別事案 (P48)</p>	<p>意見 入札参加事業者の拡大について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>（資産税課） 令和2年度（令和元年度契約）以前は入札参加業者が1社のみであったが、令和3年度（令和2年度契約）及び令和4年度（令和3年度契約）は入札参加業者が2社となったため、一定程度競争性は確保されたが、今後も2者以上の応札を確実に見込めるものではない。 納税通知書の封入封かん業務については、多くの市町村が同時期に実施することとなるため、契約を受けられるか否かは業者の能力及び作業スケジュールが空いているか否かによるものが大きい。現に、本市の入札参加業者より「本市の契約を受けることになった場合は、従来業務を受けていた他の市の契約を断ることになる」との話も聞いている。 その委託内容は、課税内容等に関する個人情報等を大量に扱うものであり、受託業者には大量の印刷物を印刷する機器、納税通知書を裁断し綴じる機器、納税通知書及び複数のチラシを封入・封かんできる機器など、非常に高価な機器及び高度なセキュリティ対策が取られた保</p>

		<p>管施設が必要であるため、受注できる業者は限られている。</p> <p>分割発注することにより、それぞれの業務について入札するため入札企業が増え、入札金額が下がるというメリットは、複数の業者が入札に参加可能であることを前提として想定されるものであるが、そもそも本業務を受注できる業者は限られていることから、そのメリットが生じることは考えられない。</p> <p>分割発注によるデメリットとしては、本市及び受託業者の事務量の増加及び一括発注をした場合のスケールメリットが失われることがある。他市の契約で市税全体の業務（納税、市民税、固定資産税、軽自動車税）を一括にまとめ、4年間の複数年契約としてスケールメリットを生じさせているものがあつた。契約を分割させることにより規模と金額小さくなる分、他市の契約を優先して一部が不調となるデメリットも考えられる。</p> <p>以上のことから、分割発注は行わないこととし、さらに業務が確実かつ経済的に実施できるよう、今後、複数年契約等についても検討する。</p>
<p>個別事案 (P48)</p>	<p>意見 予定価格の積算根拠の検討について（経済性）</p>	<p>(資産税課)</p> <p>① 予定価格の算定に際して、参考見積書を徴取しているが、令和3年度に実施した入札については複数の事業者（令和2年度入札参加業者である2者）から見積書を徴取するように改善し、予定価格の積算を行うことにより、予定価格の適正化に努めた。</p> <p>入札に関して入手している他市の同種業務の委託実績を算定価格の積算に活用する意見については、当該資</p>

			<p>料に納税通知書1枚当たりの単価が記載されているわけではなく各市によって納税通知書の様式、ページ数、記載内容及び印刷項目は異なるため、今後、他市に対する照会により、他市の納税通知書の印刷等単価を調査し、より適正な予定価格を算出するための参考とする予定である。</p>
<p>個別事案 (P51)</p>	<p>意見 納税通知書等（白紙）の発注数量について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>(市民税課) 帳票の印刷枚数の積算について適正なものとなるよう、過去の印刷枚数と印字（使用）枚数の実績を精査し、余剰枚数の削減に努める。</p>
<p>個別事案 (P52)</p>	<p>意見 業務完了報告書の收受印について（合規性）</p>	<p>①</p>	<p>(市民税課) 業務完了報告書に收受印を押印し收受処理を行うように見直した。文書の收受を含め、下関市文書取扱い規程に基づく適正な処理を行う。</p>
<p>個別事案 (P53)</p>	<p>指摘 認定事務に関する確認の証跡について（合規性）</p>	<p>①</p>	<p>(産業立地・就業支援課) 本指摘後、支援団体認定事務に関する基準に基づき国税納税証明書を受領して国税の滞納がない旨を確認し、当該証明を保存している。 今後は、認定審査時に認定要件に係るすべての書類を遺漏なく確認し、関係書類と合わせて保存する。 なお、本指摘以前については、国税納税証明書を受領して滞納がない旨を確認しており、本件は当該年度のみ</p>

			の案件である。
個別事案 (P54)	指摘 予定価格積算の合理性について (経済性)	①	(生活安全課) 令和2年度に面積調査を行い、公園緑地課の設計を参考に業務内容(抜取除草、草刈、芝刈、清掃)ごとに調査後の面積を基とした積算を行った。令和元年度まで人役により算出していた清掃業務(側溝清掃・落ち葉清掃)についても、調査後の面積を基とした積算に変更し、予定価格を算出している。
個別事案 (P54)	意見 収入印紙について (法規性)	①	(生活安全課) 令和2年度の契約から収入印紙の金額の確認を行い、記載金額に応じた収入印紙を貼り付けるよう口頭により指導した。
個別事案 (P56)	指摘 実績報告について(法規性)	①	(障害者支援課) 実施要綱どおりに事業が完了されたことが確認できるよう、実績報告書の様式を変更した。 また、事業所を訪問し、報告の基礎となる資料を基に実績報告の内容を確認した。

<p>個別事案 (P56)</p>	<p>指摘 夜間・休日等の運営体制の確認について（合規性）</p>	<p>①</p>	<p>(障害者支援課) 夜間・休日等の運営体制を確認することができるよう、実績報告書の様式を変更した。</p>
<p>個別事案 (P56)</p>	<p>指摘 予定価格の積算根拠について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>(障害者支援課) 予定価格の積算根拠について、令和3年度から人件費の積算に係る基本給は、最新の賃金構造基本統計調査を利用し、手当等は基本給の4.45か月分で積算するよう変更した。 相談実績に基づく積算について、当該委託業務は、障害者等の支援について専門的な体制を整える必要があること、また、相談業務以外の業務も委託していること、加えて、相談の内容によって対応に要する時間が違うなど、単純に相談件数によって評価する性質のものではなく、相談実績だけをもって委託金額に差を設けることは適当でないと考えられる。 今後も状況をみながら実態に即した積算となるようにしていく。</p>
<p>個別事案 (P57)</p>	<p>指摘 委託先の選定理由について（合規性）</p>	<p>①</p>	<p>(障害者支援課) 当該委託業務については、障害の特性上、一人の障害者の相談を同じ事業所が継続して受けることが望ましいことから、現に委託を受けて障害者等の支援に対する専門的な体制を整えている相談支援事業所と契約する必要があるため、随意契約を行っているものである。</p>

			<p>今後、委託事業所の数を増やす際は、プロポーザル等を行い、参入の機会が各事業所で平等となるように委託先の選定を行う。</p>
<p>個別事案 (P59)</p>	<p>指摘 し尿処理手数料の納入について（合规性）</p>	<p>②</p>	<p>(クリーン推進課) 手数料徴収業務を確認し、納入期限を遅延したものについては委託先に指導している。なお、遅延件数については、監査前より大幅に減少傾向である。</p>
<p>個別事案 (P59)</p>	<p>指摘 添付資料の確認について（有効性）</p>	<p>①</p>	<p>(クリーン推進課) 令和3年度の委託契約から年度の途中において車検証が更新された場合、車検証の写しを提出するように仕様書を改善し毎月の月初めに使用車両一覧表で提出の有無を確認するようにした。</p>
<p>個別事案 (P59)</p>	<p>意見 契約の在り方の見直しについて（経済性）</p>	<p>②</p>	<p>(クリーン推進課) 中継貯留槽に搬入する業者は旧市内の地区は定期的な家庭より単発の仮設トイレの収集が多く、また、全体的に少ない。例えば午前中に旧市内の収集を行い、午後には他の地区に行くなどしてから中継貯留槽にまとめて搬入している。そのため旧市内分だけを彦島工場に持って行くことはきわめて非効率的であり、経済的ではない。廃掃法施行令第4条第5号では、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」と記載されており、旧市内で収集したし尿を他地区と合わせ中継貯留槽に搬入することは経済的と考えるが、彦</p>

			島工場へ搬入する方が経済的な場合においては、彦島工場に搬入することを優先させるよう指示する。なお、仕様書等に搬入の優先順位を記載することについては今後慎重に検討いたしたい。
個別事案 (P60)	意見 深坂自然の森し尿収集実績について（合規性）	①	(クリーン推進課) 口頭にて指導し、令和3年度分からは実績報告書とし尿汲取証明書の日付の整合性を確認している。
個別事案 (P60)	意見 公衆用便所等のし尿収集運搬業務実績報告書について（合規性）	①	(クリーン推進課) 令和3年度の委託契約から実態に合わせ実績報告書の様式を変更し、現在使用していない収集形態欄を削除した。
個別事案 (P62)	指摘 予定価格について（経済性）	①	(クリーン推進課) 本指摘を踏まえ、令和3年度から市外も含めた複数の事業者（令和2年度入札業者及び再委託先）から参考見積りを取り、積算し予定価格を算定した。
個別事案 (P62)	意見 契約の区分及び契約価格の種類について（効率性、経済性）	①	(クリーン推進課) 年度当初に通年の契約を行う場合、下半期分の原材料費の算定が容易ではなく入札参加業者がリスクヘッジを行い委託費が上がる傾向にある。また、単価については、発注する枚数によって単価が変更するため現行の総

			<p>価契約の方が適していると考え。なお、発注枚数については、過去の発注の推移等を考慮して必要数量を導き出しており、概ね予想範囲内の在庫量で推移している。</p>
<p>個別事案 (P62)</p>	<p>意見 委託先の適格性について（法規性、経済性）</p>	<p>①</p>	<p>(クリーン推進課) 本指摘を踏まえ、令和3年度から入札参加要件の市内の枠を削除し、本市入札参加名簿に記載があれば県外の業者も含め入札参加出来るよう変更した。 なお、本業務には、不良品対応等本市内での業務も含まれており、製袋業務ができる事業者のみに絞ると応札無し、入札不調などになるおそれがある。 また、後期発注分より、郵便入札とし、幅広い応札に対応出来るようにも改善しており、担当課で出来る限りの対策を行っている。</p>
<p>個別事案 (P65)</p>	<p>指摘 指名競争入札の合理性について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>(クリーン推進課) 総論1の回答のとおり。</p>
<p>個別事案 (P66)</p>	<p>指摘 予定価格（設計書）の積算方法について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>(クリーン推進課) 建築保全業務積算要領及び同基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）をベースとし、現行の公共工事設計労務単価等の単価を用い、前年度実績を精査して諸費用等の根拠を明確にし令和3年度の指名競争入札事務を行った。</p>

<p>個別事案 (P69)</p>	<p>指摘 指名競争入札の合理性について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>(クリーン推進課) ・個別事案（P65）の記載内容を参照</p>
<p>個別事案 (P69)</p>	<p>指摘 予定価格（設計書）の積算方法について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>(クリーン推進課) ・個別事案（P66）の記載内容を参照</p>
<p>個別事案 (P70)</p>	<p>指摘 予定価格の積算について（法規性、経済性）</p>	<p>①</p>	<p>(クリーン推進課) 本指摘を踏まえ、令和3年度契約分（委託期間：令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）から、予算見積書上の配置職員数と任免された配置職員数については同数（職員3名及び嘱託職員2名）としており、予定価格についてもこれを踏まえて積算し、実態に即した契約を締結している。</p>
<p>個別事案 (P71)</p>	<p>指摘 契約方法及び業者選定理由について（法規性、経済性）</p>	<p>①</p>	<p>(クリーン推進課) 現在及び今後の当該委託業務の性質（個人情報（年間10万件を超える申込みに対して、排出者の氏名、住所、電話番号、排出場所、排出物）を取扱うこと、ICTを活用したサービスを導入すること等）を踏まえ、令和3年10月1日を始期とした契約については、公募型プロポーザル方式により業者を決定し随意契約を実施した。</p>

<p>個別事案 (P77)</p>	<p>意見 見積書の徴取について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>（環境施設課） 公正性や透明性を確保する必要があることから、次回契約更新時から、実際の運転管理を行っている2者から見積書を徴収する。</p>
<p>個別事案 (P79)</p>	<p>意見 不適物の運搬量削減によるコスト削減について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>（クリーン推進課） 一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別徹底の必要性について、ごみ収集カレンダーや市報での掲載等を通じて啓発しているが、なお一層分別徹底の必要性についての啓発活動に努める。</p>
<p>個別事案 (P82)</p>	<p>指摘 予定価格の積算について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>（市場流通課） 令和4年度実施分から、予定価格積算の際には、個別業務ごとに複数の業者から見積書を徴取のうえヒアリングを行い、適切な価格設定を行っている。また、競争性のある業務については一般競争入札を行なっている。</p>
<p>個別事案 (P83)</p>	<p>意見 随意契約の根拠について（経済性）</p>	<p>②</p>	<p>（市場流通課） 個別の業務ごとに一般競争入札への移行が可能か精査を行い、実施可能な業務から一般競争入札への変更を行う。施設清掃については、令和4年度から一般競争入札を行っている。</p>

個別事案 (P84)	指摘 契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）	①	（市場流通課） 令和3年度から一般競争入札を実施した。
個別事案 (P84)	指摘 契約の在り方及び予定価格の合理性について（合規性、経済性）	①	（市場流通課） 実態に基づいて、仕様書の内容を再検討した結果、臨時警備委託及び清掃委託については不要と判断した。令和3年度の仕様書及び積算に反映させた。
個別事案 (P85)	意見 再委託先の選定について（経済性）	①	（市場流通課） 令和3年度から一般競争入札を実施し、競争性を持たせた。また、再委託の承認時には相手方会社情報の確認を徹底している。
個別事案 (P85)	意見 履行確認のために提出を受けた写真について（合規性）	①	（市場流通課） 作業日付の取扱いについては、総論5の回答のとおり。
個別事案 (P86)	指摘 警備員名簿、履歴書について（合規性）	①	（市場流通課） 提出を受けていなかった件に関しては、名簿及び履歴書の提出をしてもらった。令和2年度包括外部監査実施の翌日に、配置の変更がある際には、再度名簿及び履歴書を提出するように委託者の責任者及び現場担当者に口頭で指導を行った。

<p>個別事案 (P88)</p>	<p>指摘 予定価格積算の合理性について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>（市場流通課） 加算率は、その時点の委託業者からのヒアリングを参考に決定しており、物品費や事務費、人件費の高騰に合わせて加算率も上昇してきたものである。現在の契約は長期継続契約であり、次回の一般競争入札は令和5年に行う予定である。そのため、令和4年に行う令和5年度予算編成時に複数の業者から参考見積を取ってヒアリングを行い、加算率について精査した。</p>
<p>個別事案 (P89)</p>	<p>指摘 指名競争入札の合理性について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>（市場流通課） 総論1の回答のとおり。</p>
<p>個別事案 (P90)</p>	<p>意見 じん芥積載車の車検証提示の義務付けについて（有効性）</p>	<p>①</p>	<p>（市場流通課） 令和3年度契約において仕様書を変更し、車検証の写しの提出を義務付けた。</p>
<p>個別事案 (P91)</p>	<p>指摘 収受印の正確な押印について（法規性）</p>	<p>①</p>	<p>（観光施設課） 正確な収受印の押印に努めるため、改めて文書取扱規程の周知徹底を図るとともに、再発防止のため、決裁に当たり重点的に確認を行うよう改善した。</p>
<p>個別事案 (P92)</p>	<p>意見 当初設計段階におけるライフサイクルコストに基づく業者選定について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>（観光施設課） 今後設計業務等を外部委託する場合の委託先の選定に</p>

			際しては、ライフサイクルコストを考慮した業者選定が行われるようにする。
個別事案 (P92)	意見 契約内容の確実な履行について（合規性）	①	(観光施設課) 承認等の発注者が行う契約上の事績については、書面等で残すようにする。
個別事案 (P93)	指摘 業務の従事について（合規性）	①	(観光施設課) 業務委託先に対し、仕様書の規定に沿った業務への従事を行うよう令和3年4月13日に書面により指導した。
個別事案 (P94)	意見 業務実績の記録について（合規性、有効性）	①	(観光施設課) 業務委託先に対し、仕様書に記載のある業務について事後において確認できるよう、報告書に記録を残すよう令和3年4月13日に書面により指導した。
個別事案 (P95)	意見 運行業務契約との業務の重複及び予定価格の積算の妥当性について（経済性）	①	(観光施設課) 火の山地区観光施設管理運営業務は駐車場管理を主とする業務であり、火の山ロープウェイ運行業務と異なり、特段専門的能力を要する業務ではないため、予定価格の積算について割高となっていた単価を、新年度予算編成時において、適切な単価計算に基づく積算に変更した。

			また、火の山地区観光施設管理運営業務について一部の業務を夜間警備業務で代替するなど、コスト削減を行った。
個別事案 (P96)	意見 会計区分間の一体的運用について（有効性）	①	（観光施設課） 火の山地区観光施設管理運営業務と火の山ロープウェイ運行業務について、運営において連携がなされていることから、実績の把握、業務の計画・見直しについて一体的に運用することとした。 しかしながら、特別会計は、一般会計とは別に特定の歳入と特定の歳出を一般会計と区分して経理することにより、特定の事業や資金運用の状況を明確化するために設けられたものであるため、予算を一体的に運用することはできない。
個別事案 (P97)	指摘 指名競争入札の合理性について（経済性）	①	（菊川総合支所市民生活課） 総論1の理由により、菊川地区は長年実績のあるホテル共同企業体を見積者として選定し、令和4年3月29日（火）に実施した見積合せにおいて、予定価格を下回ったため、随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)により令和4年度の契約を締結した。また、令和4年度以降の契約方法についても随意契約とする。

<p>個別事案 (P98)</p>	<p>指摘 予定価格の積算について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>（菊川総合支所市民生活課） 建築保全業務積算要領及び同基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）をベースとし、現行の公共工事設計労務単価等を用い、前年度実績を精査して諸経費等の根拠を明確にし令和3年度の指名競争入札事務を行った。 また、指摘のあった設計上の可燃ごみ収集台数は平均の2.4台、ペットボトルの収集台数は実績の1台として算出した。</p>
<p>個別事案 (P99)</p>	<p>指摘 予定価格の積算について（経済性）</p>	<p>①</p>	<p>（豊田総合支所市民生活課） 建築保全業務積算要領及び同基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)をベースとし、現行の公共工事設計労務単価等の単価を用い、前年度実績を精査して諸経費などの根拠を明確にし、令和3年度指名競争入札事務を行った。</p>
<p>個別事案 (P99)</p>	<p>意見 実績報告書の收受印について（合規性）</p>	<p>①</p>	<p>（豊田総合支所市民生活課） 令和3年度から、実績報告書については收受印を押印した上で内容を確認し、委託料の支払を行っている。</p>
<p>個別事案 (P105)</p>	<p>意見 入札保証金について(合規性)</p>	<p>①</p>	<p>（契約課） 入札保証金の免除については、競争入札参加有資格者名簿に登録されていること、かつ、当市と過去2年の間に契約を締結しなかった事例がないことを確認した旨を伺いに明記するようにした。</p>

<p>個別事案 (P107)</p>	<p>指摘 委託先の選定について（経済性）</p>	<p>②</p>	<p>（豊北総合支所建設農林水産課） 現在、業務内容の見直し及び発注方法の検討を行っている。</p>
<p>個別事案 (P117)</p>	<p>指摘 再委託に関する規定について（法規性）</p>	<p>①</p>	<p>（消防局総務課） 今回の指摘を受け、当該委託業務の令和3年度の委託契約書に再委託に関する規定を設けるとともに、この規定に基づく再委託の承認を行った。 また、再委託の承認をはじめ、事務処理が形式的になることがないように、書類確認の確実な実施について契約事務担当職員に対し指示した。</p>
<p>個別事案 (P118)</p>	<p>指摘 保守業務技術者名簿の提出について（法規性）</p>	<p>①</p>	<p>（消防局総務課） 今回の指摘を受け、委託業者に契約書の内容を再確認させるとともに、保守業務技術者に変更がある場合には、契約書の規定に基づき保守技術者名簿を再提出するよう令和3年3月24日に口頭指導した。 また、当該業務の所管課職員に対しても、保守業務実施者について、保守業務技術者名簿に基づき確認を行うよう指示した。</p>
<p>個別事案 (P118)</p>	<p>意見 委託契約書の内容の充実について（法規性）</p>	<p>①</p>	<p>（消防局総務課） 今回の意見を受け、中核市の59消防本部に実際の損失の発生事例等について照会を行ったが、損失の発生事</p>

		<p>例はなかった。また、どのような損失に対してどのような責任を負うのかを具体的に明記することについても、指令台は構成上複雑なシステムという理由から困難とのことであった。</p> <p>照会の結果を踏まえ、改めて委託契約書の仕様書の検討を行ったが、事前に損失の内容・その処理方法を具体的に定めることは困難であることから、委託契約書の仕様書の内容は従来通りとしたい。但し、今回の意見の内容については、委託契約書の仕様書中ではなく、契約書に記載することも含め、引き続き検討を行う。</p>
--	--	--